

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金の手続きについて

交付申請から補助金交付までの流れ

1. **申請者→市** 交付申請書（第1号様式）の提出
 2. **市** 申請内容の審査（交付申請書の確認、現地調査）
 3. **市→申請者** 補助事業認定通知（第4号様式）
 4. **申請者→市** 事業着手届（第5号様式）の提出
 5. **申請者** 工事着工
 6. **申請者→市** 完了届（第7号様式）の提出
 7. **市** 完了検査（完了届の確認、現地調査）
 8. **市→申請者** 交付決定通知（第10号様式）
 9. **申請者→市** 交付請求書（第11号様式）の提出
 10. **市→申請者** 補助金の交付（指定口座への振込）
- ※ 交付請求書の提出より、約1カ月程度かかります。

《 注 意 事 項 》

- ・ 補助金を交付申請する場合は、事前に担当まで御相談ください。
- ・ 補助金の交付申請後、市の事業認定を受けてから工事に着手してください。
また、事業認定を受けた内容を変更する場合は、担当まで御相談ください。
- ・ 予算の範囲内で執行する補助金のため、申請多数となった場合は、補助を受けられないこともあるため、早めに交付申請してください。
- ・ 交付申請する各年度の年度末（3月31日）までに工事の完了検査を受ける必要があるため、12月末を目安として、その年度の申請を締め切らせていただくことがあります。
- ・ 交付申請等の注意事項等については、次ページ以降を御参照ください。

1 交付申請

補助金を交付申請する場合は、事前に担当まで御相談いただいた上で、交付申請書（第1号様式）と併せて、以下の表の添付書類を添えて、市役所の担当窓口へ提出してください。

	提出書類	注意事項
①	伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付申請書（第1号様式）	市税に滞納がないことの確認ため、市の納税状況調査の実施に同意いただくため、申請者は、申請書の氏名（フリガナを含む）を直筆で記入してください。
②	事業計画書（第2号様式）	本市の様式を使用してください。
③	収支予算書（第3号様式）	消費税込みの金額を記入してください。
④	設置場所案内図	合併処理浄化槽の設置場所が分かる地図等を添付してください。
⑤	浄化槽法第5条第2項に規定された所要の期間を経過した浄化槽設置届出書の写し	浄化槽設置届が保健所に受理された日から21日経過したもの（国土交通大臣の認定を受けた型式の浄化槽の場合は浄化槽設置届が受理された日から10日経過したもの）を提出してください。
⑥	浄化槽工事業又は特例浄化槽工事業を証する書面の写し	浄化槽工事業の更新申請日から5年以内のものを提出してください。
⑦	浄化槽設備士免状の写し	昭和63年3月31日以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写しも併せて提出してください。
⑧	既設単独処理浄化槽又は既設くみ取り便所の使用が確認できる書面	直近で清掃（バキューム）した際の領収書の写し等を提出してください。
⑨	配置配管図	別紙1「配置配管図の作成のポイント」を参照してください。
⑩	建築平面図	延床面積が分かるものとしてください。
⑪	借家権又は借地権の設定者（当該設定者が所有権者でない場合は所有権者も含む。）の承諾を証する書面	申請者が借家人である場合のみ、提出してください。
⑫	その他市長が必要と認める書類	①～⑪までに示す書類のほか、事業認定に必要とされる書類の提出を求める場合があります。

2 事業認定、工事着手

市に提出された交付申請に関する書類等をもとに、補助金の交付対象となる要件を備えているか否かについて、市が審査します。また、市が審査する際に、既設の単独処理浄化槽等の設置状況を確認するため、現地確認をさせていただきます。

市が審査した結果、補助金の交付対象事業と認めるものについては、「補助事業認定通知書（第4号様式）」により、その旨を通知します。当該通知日以降において、市に「事業着手届（第5号様式）」を提出した上で、工事に着手してください。

3 工事完了

工事が完了したら、市に完了届（第7号様式）と併せて、以下の表の添付書類を添えて、市役所の担当窓口へ提出してください。

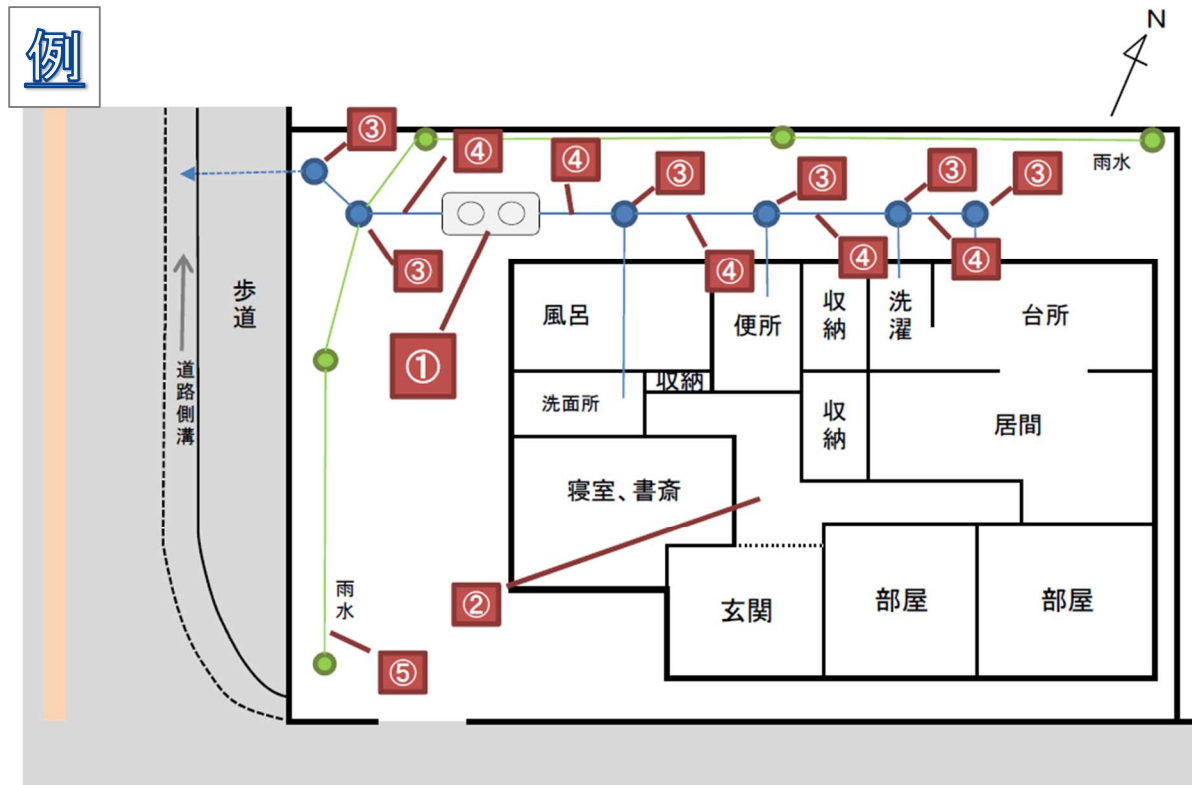
完了届の提出後、合併処理浄化槽の設置状況について、市で完了検査を行います。

	提出書類	注意事項
①	合併処理浄化槽設置完了届（第7号様式）	本市の様式を使用してください。
②	収支決算書（第8号様式）	消費税込みの金額を記入してください。
③	登録浄化槽管理票（C票）	設置した浄化槽メーカーから発行されたものを添付してください。
④	浄化槽保守点検及び浄化槽清掃の契約書の写し	保守点検や清掃を委託した業者との契約書の写しを添付してください。
⑤	浄化槽法第7条及び第11条の検査を依頼したことを証する書類の写し	検査受検料支払い後の「領収書」の本人控えの写しを添付してください。 7条検査受験料：12,500円 11条検査受験料：5,500円 検査受験料 合計：18,000円
⑥	施工写真	別紙2「施工写真の撮影要領」を参照してください。
⑦	浄化槽設備士によるチェックリスト（第9号様式）	本市の様式を使用してください。
⑧	補助事業認定通知書（第4号様式）の写し	工事着手前に市より郵送している通知書の写しを提出してください。
⑨	既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の撤去作業工程等写真	全撤去している様子が分かる写真としてください。

次ページへ続く

	提出書類	注意事項
⑩	既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の撤去に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し	既存の単独処理浄化槽又はくみ取便所を全撤去して産業廃棄物として処理した際のマニフェストのE票を提出してください。
⑪	その他市長が必要と認める書類	交付申請時に提出した「配置配管図」等に修正があった場合は、修正後の図面を提出してください。

配置配管図の作成のポイント



ポイント

- ・敷地全体及び合併処理浄化槽の放流水の放流先まで入れてください。
- ・合併処理浄化槽を設置した位置を示してください (①)。
- ・住宅の間取りも示してください (②)。特に、便所、風呂、台所など排水が生じる場所は、必ず書いてください。
- ・各枳について、枳の深さ (H)、地盤レベル (GL) を示してください (③)。
- ・各枳、合併処理浄化槽と枳の間の配管の長さ (④) を示してください。
- ・雨水の配管も併せて示してください (⑤)。

施 工 写 真 の 撮 影 要 領

《共通事項》

- ① 各工程の作業状況のものを除き、担当する浄化槽設備士が工事用黒板を持って写ることが望ましい。
- ② 工事着工前、各工程終了、工事完了の写真は、同じ場所、同じ角度で撮影するよう心がけること。
- ③ 各工程の作業状況のものには、作業に用いた道具が写るようにすること。
- ④ 工事用黒板には、必ず施工業者名、施行日、作業内容を記入すること。
- ⑤ 工事用黒板の内容が見づらい場合は、写真の台紙に注釈を入れること。

《個別事項》

撮影項目	内容	注意事項
浄化槽設備士	担当する浄化槽設備士	正面向きで、浄化槽設備士免状を持つこと
工事着工前	工事着手前の設置箇所	地面に線を引く等、浄化槽の設置場所を明示し、設置場所全体を撮ること
	設置する浄化槽	浄化槽全体及び型式が分かるように撮ること
掘削	施工状況	
	掘削終了時	スケールを当て、掘削した穴の幅、奥行き、深さが分かるようにすること
基礎	砕石（栗割石）の転圧状況	転圧に用いた道具も撮ること
	コンクリート打設状況	鉄筋の間隔が確認できるようにすること
	基礎工事終了時	砕石、コンクリートの施工後における底からの高さが分かるようにすること
据付	据付前の浄化槽	浄化槽の型式が分かるようにすること
	水張り作業	
	水平の確認	必要に応じて水準器を使用すること
埋戻	転圧、水締め	
	埋戻終了時	
上部スラブ	コンクリート打設前	鉄筋の間隔が確認できるようにすること
工事完成	工事完成	工事着工前と同じ角度で撮影すること
	蓋のかさ上げ状況	スケールをあて、30cm以内となっていることを確認すること
既存浄化槽等の撤去（全撤去）	浄化槽内の清掃	汚泥のパキュームの状況を撮ること
	消毒	
	解体/撤去（全撤去）	全撤去している様子が分かるように撮影すること

4 交付決定

市の完了検査の結果、補助金の交付額等について、市より「補助金交付決定通知書（第10号様式）」により通知します。

5 補助金の請求

市が郵送する「補助金交付決定通知書（第10号様式）」に「補助金交付請求書（第11号様式）」を同封しますので、補助金の振込先などの必要事項を記入し、市が郵送した「補助金交付決定通知書（第10号様式）」の写しとともに、担当まで提出してください。

なお、請求書の提出から補助金の支払いまで約1カ月程度かかりますので、あらかじめ御了承ください。